

〒160-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18 日本キリスト教会館 52号室 RAIK内

電話 (03) 3203-7575 FAX (03) 3202-4977 E-mail: raik@kccj.jp

郵便振替: 00190-4-119379 口座名称: 外キ協

ホームページ: <http://www.gaikikyo.jp>

◆外キ協全国集会メッセージ (2024年1月26日/広島) ◆

いっしょに食べよう

《マルコ8:1~10》

今給黎真弓

(日本バプテスト連盟 豊中バプテスト教会牧師)

移住連(移住者と連帯する全国ネットワーク)の2024年度カレンダーは、「ごはん食べた?」というタイトルがついていて、毎月、各国のことばで「ごはん食べた」という言葉がならび、金井真紀さんのほっこりした食べ物の絵がならんでいます。「さまざまなルーツの人がおいしいものを食べながらここで暮らしていけますように」との願いから作られたカレンダーだそうです。ふだんのあいさつの言葉が「ご飯食べた?」は、ステキだなあと思います。

「食べる」ということは人が生きる基本的なことです。イエスもそれを大事にされ、楽しんでいたと思います。しかし、当時のユダヤ人にとって食事は仲間意識の確認と共有で、ごく親しい信頼できる身内としかせず、しかも誰と食べるか、また座席によって社会的な力関係があらわされているようなものでした。

そのような時に、誰ともわからない人びとと「一緒に食べる」ということはとんでもない出来事であったことでしょう。イエスのもとには癒しと解放を求めて沢山の人が集まっていました。さまざまな困われによって生きにくくされている人びとがそこにいます。しかし食べるものがなかった。腹をみ

たすもの、渴きを潤すものがない。イエスは「群衆がかわいそうだ」と言い出します。他の訳では「はらわたのちぎれる思いがする」「はらわたをつき動かされる」となっています。目の前の群衆がおなかをすかせたまま、このまま帰すと途中で力尽きてしまうかもしれないということに耐えられない、胸をかきむしる思いから絞り出されたイエスの投げ掛けです。

「群衆」は、どこの誰だかわからないことが多いものです。同胞だから、身内だからではない、大勢の群衆に向けられた思いは、誰もそこからもれる人がいないのです。弟子たちは、その問いかけにたいして冷たい反応をします。じつは6章でもたくさんの人びととの供食が描かれています。

同じようなことが前にもあったのに、弟子たちはあの経験を忘れてしまったのでしょうか。もしかするとあの時はみんなが食べて満腹になったけれども、あんな奇跡がまた起きるとは限らないとも思っていたのでしょうか。

私たちは人生の中でたくさんの「奇跡(神さまの恵み)」を体験します。にっちもさっちもいかないような場面が切り開かれたこと、とても達成できないと思われた計画がなんとかなったことを数えると「あ

れもこれも」と振り返ることができます。どんな不安があっても、なんとかなると思えるのです。ところが残念ながら、そこに不安がいつもよぎるのも私たちではないでしょうか。

外キ協の共同声明（2023年6月9日）の具体的な行動として立ち上がってきた「難民・移民なかまのいのちの緊急基金」の運営チームにいられているのですが、そこでも「奇跡だね」と言い合う経験をいただきました。詳しくは『このかレター』をお読みください。次をどう展開していこうという時、ふと不安がよぎったのです。「なんとかなるだろうか」と。けれどもメンバーのある方が「自分たちの計算にあわせるのではなく、そこに必要としている人がいるのだから、それを何とかしていこう！」と言われました。自分たちの力や計算ではなく、神の熱情がそこにある時に「それは必ずなる」との信頼に立ち返られる思いでした。

また、以前の供食の時は、弟子たちのほうから「どうしましょうか」と声を上げています。周りの人びとへの配慮ができていました。しかし今回は、周りの人びとへの思いが至らなかったのでしょうか。「遠くから来ている者もいた」のです。自分たちに近い人ではない、意識している人ではない、イエスの感じた「はらわたあがちぎれそう」な思いに共感できない弟子たちがいました。

私たちも自分の痛みには敏感です。親密な関係の人びとに対しては心を痛めても限界があります。弟子たちもガリラヤの漁師でした。抑圧と搾取の中で生きていた人びとです。「気づかなかった人びと」がそこにいたからでしょうか。顔の見える関係性の中で共感したり相手のことを思いめぐらしていけるのだと思います。

イエスは多くの人びとを癒し、解放されました。それは目の前の苦しむ人を放っておけなかった、いてもたってもいられなかった結果ではないかと思えます。異邦人であろうが、力のない女性であろうが、その人に向き合いながら癒しがおこっていききました。

しかし、異邦人の女性が自分のむすめのために癒しを願い出た時は様子が違っていました。ある人は、「イエスも差別者だった。ユダヤの男として育った

イエスにとって異邦人の女の願いや態度は我慢できなかったのでは」と言った人がいました。その当時の私は「イエスさまは神の子だから差別なんかするはずがない」と思っていたので大変な衝撃でしたが、今は、イエスは変わることのできた人なのかもしれないと考えています。差別をしないのではなく、差別に気づきそこから変わっていくことができた。新しい出会いは、ぶつかり合いや今まで築きあげたものが壊され自分が揺るがされる不安に駆られることがよくあります。いらだちや葛藤が起こります。イエスにもまたそのような人との葛藤があり、その中から開かれていった。だから共感する思いが広がっていたのではと想像するのです。そしてとまどう弟子たちに「みんなでいっしょに生きよう」と呼びかけたのではないかと思います。

イエスはするっと奇跡を行なわれません。「前回と同じように」ではなく、今「あなたたちはパンをどれほど持っているか」と問います。何もできないのではなく、一緒に生き合う力をもっていることを確認し、うながすのです。弟子たちがパンをさしだし、みんなに配ると「さらに魚があった」のです。分けなくても無くなる心配をしなくて良い。独り占めしなくても良い。分け合うことに不安を感じなくて良いのです。それどころか、「みんなが」満腹することを喜び合えるのです。

供食の物語は、「なかま」の輪を広げていくことができるかと告げているのではないのでしょうか。ひとりの人には、ユニークな個性があり、他に替えのない大切な存在として命が与えられていますが、その属性によって生きにくくされていることが多くあります。国籍、民族、宗教、性差、出自、さらにそれらが複雑に絡み合いながら、いのちが軽んじられ抑圧や搾取の材料になっています。気が遠くなるような差別や暴力に向き合うことになります。ある時には抑圧者、搾取者としての自分に向き合うことになります。その中で、今日食べることができる、安心して笑いながら食べることができる安全な場所があるなら、それはどんなに嬉しいことでしょう。イエスの熱情の前で「いっしょに食べよう。いっしょにいのちをつないでいこう」との呼びかけに応えていきたいと思えます。

「永住取り消し」法案に反対し、 人権法制度の実現を求める教会共同声明

2024年3月15日

外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会（外キ協）

政府は本日、「育成就労制度創設」法案、「永住取り消し」法案、「在留カード・特別永住者証明書とマイナンバーカードの一体化」法案を閣議決定しました。私たちはこれらの法案に対して、怒りをもって抗議します。なぜなら、多くの市民団体や弁護士会からの批判、自由権規約委員会など国際人権機関からの懸念と勧告を、まったく無視する法案だからです。

この間、「外国人住民基本法」の制定に取り組んできた私たち外キ協は、諸外国ではすでに実現している国内人権機関や人種差別撤廃法、難民保護法など、もっとも基本的な人権法制度が欠如したままの、外国人に関わる法案提出に反対します。とりわけ今回の「永住許可取り消し」法案は、日本社会をさらに分断し、将来にわたって日本人も外国人も「共に生き、生かし合う社会」の実現を阻むものです。

1. 「多民族・多文化社会」に逆行

いま日本で「共に暮らす」外国人住民は、①在日韓国・朝鮮人や台湾人の旧植民地出身者の特別永住者が28万人。②移住労働者や日本人と結婚した国際結婚移住者、留学生、難民などのニューカマー、そして華僑、中国帰国者の子どもや孫なども含めて中長期在留者が294万人。③難民認定率1～2%の日本で難民認定不許可となり在留資格を失った人たち、超過滞在となったが日本で結婚し子どもが生まれ「帰るに帰れない」人たちなど非正規滞在者が約7万人。④外交や公用、短期滞在者などが推計で3万人以上です。

これら外国人住民の総計は約332万人に達します（2023年6月末現在）。その出身国数は195であり、ほぼ全世界の国ぐにの人のびとが日本で暮らしていることとなります。日本のキリスト教会も、多くの外国人信徒・教役者を迎えて、「多国籍・多文化

しつつあります。

②の中長期在留者のうち永住者は、2013年：66万人からこの10年間で、2023年：88万人へと増加しています。特別永住者や華僑はすでに在日五世が生まれ、それにプラスして、ニューカマーの多くが「永住者」となっていることは、日本を文字通り「多民族・多文化社会」へと形づくっているのです。

それにもかかわらず、「永住許可取り消し」法案はこのような現実をまったく無視し、逆行するものとなっています。

2. 現在の厳しい永住許可基準、過酷な義務規定

上記①の特別永住者は、父母、父または母が特別永住者なら、子どもは特別永住者となります。しかし、②の中長期在留者が「永住者」となるには、素行善良要件／独立生計要件（生活保護など受けていないか）／国益要件、その一つに在留歴10年以上（そのうち就労資格か居住資格で5年以上在留）——を、すべて満たさなければなりません。これらの要件はいずれも、法務省の自由裁量によって諾否が判断されます。そのうえ法務省は近年、許可基準をさらに厳しくし、許可率が低下しています。

永住申請にあたって外国人は、膨大な資料の提出を求められます。たとえば、過去5年分の収入と納税に関する資料、直近2年分の社会保険料納付の資料が必要とされ、この5年間で転職時のブランクなどで収入が激減した年があった場合や、この2年間で社会保険料の納付が遅れた場合でも、永住不許可となってしまいます。

永住許可要件のうち、とりわけ「原則10年以上の在留歴」（「日本人の配偶者」などには短縮）という要件は、下の<表>に見るように、諸外国と比較しても格段と厳しいことが分かります。

<表> 諸外国における永住者の取り扱い

| | 日本 | 米国 | 英国 | フランス | ドイツ | カナダ | オーストラリア |
|--------------|-----|----------------|--------|----------|--------|--------|---------|
| 永住許可に必要な在留歴 | 10年 | 基本的に不要 | 通常5年以上 | 通常5年以上 | 通常5年以上 | 基本的に不要 | 基本的に不要 |
| 再入国許可の要否 | 必要 | 不要 | 不要 | 不要 | 不要 | 不要 | 不要 |
| 住居地の変更届け出先 | 市町村 | 移民局にオンラインまたは郵送 | 届け出不要 | 警察または市役所 | 管轄登記所 | なし | なし |
| 在留カードの常時携帯義務 | あり | あり | なし | あり | なし | なし | なし |

【出典】2017年11月、「移住者と連帯する全国ネットワーク」（移住連）との意見交換会において、法務省が提出した資料

それでも、中長期在留者の多くは、最初「在留期間1年」から出発して、2年、3年……と必死に働き、必死に家計を支え、これらの厳しい要件を何とかクリアして、「永住者」という在留資格を得てきたのです。なぜなら、永住者になれば1年ごと、3年ごとの面倒な在留更新が必要なくなり、また住宅ローンや教育ローン、奨学金なども利用しやすくなるからです。

このように苦勞して最も安定したはずの在留資格「永住者」を得ても、永住者には上記の<表>にあるように過酷な義務規定が課せられます。

日本を除く諸外国では、「再入国許可」は自国民と同様に不要としています。また、国際人権条約の自由権規約では、永住者は国籍国のみならず居住国への「再入国の権利」がある、と定めています。ところが日本では、その権利を認めず、法務省の裁量による許可制度としています（そのため1980年代、指紋拒否者には再入国許可を認めないという制裁措置が加えられました）。

また、「住居地の変更届け出」（14日以内）を怠った場合、日本人は住民基本台帳法によって行政罰を科せられます。しかし永住者など外国人住民は、「行政罰：5万円以下の過料」＋「入管法の刑事罰：20万円以下の罰金」となり、さらに届け出遅延が90日を超えると「在留資格取り消し」となります。

日本人には身分証明書などの常時携帯義務はありません。しかし永住者など外国人住民には、在留カードの「常時携帯義務」と、警官などへの「カード提示義務」があり、それに違反すると「不携帯罪：20万円以下の刑事罰」「提示拒否罪：1年以下の懲役または20万円以下の刑事罰」が科せられます。さらに永住者には7年ごとの「カード更新義務」があり、「更新遅延罪：1年以下の懲役または20万円以下の刑事罰」となっています。

このように日本では、「永住者」に対しても過酷な

管理・罰則制度をしいていて、これでは、とても「永住権」とは言えません。すなわち「永住する権利」ではなく、単なる「在留資格の一つ」とされているのです。

3. この上、さらに「永住許可取り消し」

政府は今回の法案で、①入管法上の義務を遵守しない、②故意に公租公課の支払いをしない、③刑罰法令違反で1年以下の拘禁刑に処せられた——「永住者」に対して、永住許可を取り消す、としています。

しかし、「①入管法上の義務」とは、上記にあるように、日本人には課せられない、あからさまな差別的規定であり、これは国連の自由権規約委員会から繰り返し是正勧告が出されている人権侵害条項なのです。

「委員会は、在日韓国・朝鮮人、被差別部落およびアイヌ・マイノリティのような社会集団に対する差別的な取扱いが日本に存続していることについて、懸念を表明する。永住的外国人であっても、証明書を常時携帯しなければならず、また刑罰の適用対象とされ、同様のことが、日本国籍を有する者には適用されないことは、規約に反する」（1993年の最終見解）

「委員会は、日本の第3回報告の検討〔1993年〕終了時に、外国人永住者が、登録証明書を常時携帯しないことを犯罪とし、刑事罰を科す外国人登録法は、規約第26条に適合しないとの最終見解を示した意見を再度表明する。委員会は、そのような差別的な法律は廃止されるべきであると、再度勧告する」（1998年の総括所見）

したがって、政府が言う「入管法上の義務」、すなわち再入国許可制度、住居地の変更届け出や在留カードの常時携帯・更新義務における刑事罰規定は、

国際人権法に違反するものであり、そもそも廃止されなければならない制度なのです。

「②公租公課の義務」ですが、突然の病気や事故、震災やコロナ禍によって、税金や社会保険料の支払いができなくなることは、誰にでも起こることです。税金の未払いに対しては所得税法による処罰や強制徴収、社会保険料の未払いに対しては追徴金や刑事罰が定められていて、日本人も外国人も適用されます。それにもかかわらず、外国人の永住者に対してさらに制裁措置を加えることは常軌を逸しています。

「③刑罰法令違反での1年以下の拘禁刑」についてですが、現在の入管法では、「永住者」「定住者」などが「無期または1年を超える懲役」に処せられた場合、「退去強制」の対象となります。ところが今回、「1年以下の拘禁刑」に処せられた場合には「永住取り消し」としています。しかしこれらは、刑期満了後、さらに制裁を加える「二重の制裁」と言うべきものです。

今回の永住取り消し法案では、住居侵入罪・通貨偽造罪・文書偽造罪・有価証券など偽造罪・印章偽造罪が列挙されていて、「1年以下の拘禁刑」に処せられた者の永住資格を取り消すとしています。そこには「過失犯」も含まれます。しかし、「普段は善良に生活していても、長い人生の中でこれらの過ちを犯さぬ保証はない」のであり、永住取り消し事由の②も③も、「税金等の少額未納が発生した場合や、過失犯も含めた軽微な犯罪の場合に在留資格が取り消されることがあり得るという立場に置くこと自体、永住者の法的地位を著しく脆弱化させる」のです(3月7日、東京弁護士会の会長声明)。

さらに看過しがたいことは、永住者の「公租公課」未払いに対する国家公務員・地方公務員の「通報」を定めたことです。違反行為を発見した時の公務員の通報義務は、すでに刑法や入管法で定められています。それにもかかわらず、今回「通報することができる」と規定することは、きわめて恣意的であり、自治体職員までも「監視社会」の“国家監視員”として活用しようとする布石なのかもしれません。

4. 政府が主張する「立法目的」と「立法事実」

政府は、永住取り消し法案の「立法目的」を次のように説明しています。「技能実習制度」に代わる「育成就労制度」を創設する、この新制度を「特定技能制度」に連結させる、そして「永住に繋がる特定技

能制度による外国人の受け入れ数が増加することが予想される」ことへの対応策として、永住取り消し制度を設ける、と。

しかし、「育成就労」外国人が「特定技能」に移行して「永住者」になるには、最短で13年も要します。また現在でも、永住許可条件をクリアすることは容易ではありません。つまり政府が主張する「予想」は、的外れと言うしかありません。結局のところ、政府の真意は、「永住者をこれ以上増やしたくない」「日本を移民社会としたくない」というところにあるのでしょうか。「外国人を労働力として入れるが、永住させない」という政府の考え方自体が身勝手であり、根本的に間違っています。

また政府は、この法案の「立法事実」を、「永住許可直後に不自然な事情の変更が生じる事案が見受けられること」としています(2023年6月、政府作成のロードマップ)。しかし法務省は、「不自然な事情の変更」事例を数例あげるだけで、それが全体の永住許可件数の中でどのくらいの件数なのか、法改定を必要とする客観的数値を示そうとはしません(2024年3月12日、移住連との意見交換会)。つまり、こうした「事案が見受けられる」程度の、根拠薄弱な“立法事実”なのです。

5. 今こそ基本的かつ包括的な人権法制度が必要

2009年国会審議において、外国人登録法を廃止して外国人の在留監視・管理システムを入管法・入管特例法および住民基本台帳法に移行させる政府の改定案に対して、厳しい論戦となり、最後は与野党が一致して、「法務大臣は、永住者の在留資格をもって在留する外国人のうち、特に我が国への定着性の高い者について、歴史的背景を踏まえつつ、その者の本邦における生活の安定に資する観点から、その在留管理の在り方を検討する」という条文が、改定入管法に追加されました(附則第60条の3)。そして参議院の附帯決議では、「永住者の……在留カードの常時携帯義務およびその義務違反に対する刑事罰の在り方、在留カードの更新等の手続き、再入国許可制度等を含め、在留管理全般について、広範な検討をおこなう」と明記されました。

今回の永住取り消し法案は、このような2009年国会「立法府の意思」を弊履のごとく捨て去った「行政府の暴走」と言うべきものです。

法務省作成の<表>にある国々には、国籍法で

「生地主義」あるいは「血統主義＋加重生地主義」を採用しています。しかし血統主義に固執する日本では、父母とも外国籍の子どもは外国籍となります。現在、永住者 88 万人のうち 10 万人が 18 歳未満です。親と一緒に渡日した子、日本で生まれた子、これら「在日」二世・三世の子どもたちには、諸外国に見るように、また子どもの権利条約が定めているように、本来は日本人の子どもと同等の権利が保障されなければならないのです。

以上見てきたように、永住取り消し法案は、永住者のみならず外国人住民すべてを、不安と絶望におとしめ、日本人と共に「共生社会」をつくりたいという切実な願いを踏みにじるものです。

私たちは教会で、地域社会で、また学校で、職場

で、日本人も外国人も「共に生き、共に生かし合う」ことを強く願い、その社会の実現をめざしてきました。私たちは、今回の永住取り消し法案の国会提出に抗議します。

1. 国会は、永住取り消し法案を、ただちに廃案としてください。
2. 国会は、各地で外国人住民公聴会を開き、外国人住民の意見を反映した外国人住民基本法、人種差別撤廃法、難民保護法、国内人権機関設置法を制定してください。

上記のことを、私たちは日本の教会・キリスト者および市民社会の総意として表明すると共に、海外の諸教会および国際人権機関に連帯を訴えていきます。

【呼びかけ】 外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会（外キ協）

【賛同】 アウトトゥミヤンマー支援／日本キリスト教会大会人権委員会／日本基督教団廿日市教会／日本福音ルーテル教会社会委員会／日本福音ルーテル教会北海道特別教区第 44 回定期総会参加者有志／日本バプテスト連盟理事会／マイノリティ宣教センター運営委員会／日本バプテスト連盟日韓・在日連帯特別委員会／日本バプテスト同盟駒込平和教会／日本聖公会正義と平和委員会／日本聖公会人権問題担当者／在日大韓基督教会社会委員会／外国人との共生をめざす関西キリスト教代表者会議／外国人との共生をめざす関西キリスト教連絡協議会／日本キリスト教協議会都市農村宣教委員会／日本聖公会東京教区人権委員会／日本基督教団東中国教区社会委員会／日本基督教団部落解放センター／日本キリスト教団関東教区宣教部委員会／日本聖公会東京教区正義と平和協議会運営委員会／日本カトリック難民移住移動者委員会／日本キリスト教会北海道中会ヤスクニ・社会問題委員会／日本キリスト教協議会在日外国人の人権委員会／外国人住民基本法の制定を求める北海道キリスト教連絡協議会／外国人住民との共生を実現する九州・山口キリスト者連絡協議会／外国人住民との共生を実現する広島キリスト者連絡協議会／西南韓国基督教会館（西南 KCC）／日本基督教団西中国教区広島西分区／日本聖公会中部教区社会宣教部／日本聖公会大阪教区宣教局社会宣教・在日韓国朝鮮人宣教協働委員会／ほか

永住資格取り消しは、外国人住民の生活基盤と未来を奪う

～オンライン全国集会「なかまの声」～

- ◆ 4月26日、外キ協／NCC 在日外国人の人権委員会／マイノリティ宣教センターは各教派・団体および各地外キ連に呼びかけて「仲間たちの声 オンライン集会」を開催し、全国から 119 人が参加してくれました。
- ◆ 集会で話してくれた 10 人の外国人と日本人のうち、5 人の発言録から抜粋して以下、紹介します。
●文責＝編集部

●朱文洪（チュ・ムンホン）さん

福岡県北九州市に住んでいる朱文洪と申します。私は永住者です。仕事は在日大韓基督教会小倉教会

の牧師をしております。教会の信徒は、特別永住者または一般永住者と、日本国籍者が半分半分ほどです。今年 3 月から北九州市にいる華僑の方々（主に台湾とマレーシア出身者）が、日曜日の午後の時間を利用して集会を始めております。「在日」同士の交

わりがしやすくなっているのでしょう。

私は北九州市に 28 年住んでおります。最初は 100 万人都市と言っていたのですが、最近では 93 万人になり、どんどん減っております。その代わりに外国籍住民の数が、2020 年の統計では 13,871 人となり、増えていく勢いです。

北九州市には国際振興課があり、「外国人とともに生きるまちづくり」ということを打ち出しています。数年前、その懇談会に呼ばれて意見を求められたとき、『外国人とともに生きるまちづくり』という言葉が『外国人住民とともに生きるまちづくり』にしたかどうかと言いました。

私は北九州市で 30 年近く住んでいますし、また今後もここで住み着いて生きる者として、「住民」という意識を持っています。町内会の会長もやらせていただいています。けれど行政は「住民」として認めようとせず、「内と外」という線引きをしています。その中でどうして「外国人住民とともに生きるまちづくり」ができるのだろうか、と疑問を持っています。

永住資格について、私は「定住者」という在留資格を 1 回ほど切り替えたのち、入管局の人から「次は永住申請ができますよ」と言われて、永住資格を取ったという経緯があります。長年この日本の社会で働き、「当然の権利としての永住権」であると認識しています。

ところが、このたび永住資格を取り消すという法案が出ている話を聞いて、びっくりしています。生身の人間をそういうふうに、管理の対象のみという視点で政策をとろうとする。一体この発想はどこからくるのだろうか。

最近、衆議院の補選が行なわれていて、候補者たちの発言を新聞やテレビで見っていますが、外国籍住民に対するそういう視点は一つも聞きません。また国会中継は必ずテレビで見ているのですが、やはり同じなんですね。

元安倍首相がいつも大きなテーマとして取り上げていたのが、「日本を取り戻す」です。そこで言う日本とはいったいどういう日本なのか。21 世紀から 22 世紀を迎えようとする日本ではなくて、戦前の日本、いわゆる植民地史観のもとで、自民族優越主義、他民族を自分の支配下において管理・利用しようとする、非常に前近代的な遅れた発想のもとで政治家が動いている。非常に残念でなりません。

北九州には在日本大韓民国民団の会館が 4 つほ

どありますが、その会館では 3・1 独立運動記念日とか 8・15 解放記念日、花見とか敬老の日、成人の日など、特別永住者など 在日同胞たちの公民館的な役割を果たしてきました。それも国や市がずっと認めて課税の対象になっていなかったのですが、今回市長が代わったときに、その公益性を認めることができないということで、2024 年から課税対象になるという通知がきました。前もってその理由や対話などが一切なく、一方的な措置をしたのです。この地で 100 年以上住んでいる在日コリアンの団体に対して、こういう形で過酷な政策を取ろうとする北九州市に怒りをもっております。これは、今後も私のこの町での課題として取り組んでいきたいと思っております。

●グエン・クオク・トゥアン さん

私は、カトリック大阪高松大司教区のグエン・クオク・トゥアン神父です。いま私は和歌山県の今福教会に住んでいます。永住資格の取り消しに関する法案について、次の 2 点についてコメントをさせていただきます。

まず、外国人が永住資格を取得するには、納税や 10 年間の在留と 5 年間の就労など、とても長い期間日本への貢献要件を満たす必要があります。しかし、何らかの理由で法律に反した場合に、永住資格を剥奪されるというのは不公平だと思います。なぜなら、法律は事件のみを考慮し、プロセスを考慮していないからです。

つぎに、取り消し法は一部の違反者にのみ適用されますが、大半の外国人は日本に貢献しています。したがって、提案された法律は一部の人のみを制限することを目的としており、全員ではありません。法律は一人の命のためではなく、多くの人たちの利益のために作られるものだと思います。

つまり、永住資格の取り消しは、一部の人を排除するだけであり、多くの人が日本にもたらしている恩恵を目的とするものではないので、この法案を取り消してほしいと思います。

●卓志雄（たく・じゅん）さん

日本聖公会の司祭の卓志雄です。私は日本の教会で働いていまして、日本にきて 25 年になりました。永住者ではありません。「日本人の配偶者等」のビザ

を持っています。

いま日本には韓国からきた宣教師が、日本聖公会に約20名活動しています。先日ある会議で、韓国人の司祭の話の話を聞きました。そのあと同僚のみなさんと話をしたときに、日本に外国人として住みながら何が一番怖いかと聞いてみたら、「自分自身のことをしゃべることができない場合がある。自己検閲に陥ってしまうときがある」ということでした。敏感な話、天皇制の話、このような永住者に対する新たな取り消し制度について、自信を持って説教の中で話すとき、本当に戸惑うんだという話でした。また社会に対して神さまの正義を訴えようとしてしゃべるとき、また行動していこうとするとき、こういうことによって自分の写真を撮られたり個人情報が発見されたり、いろんな不利益がもたらされて、もし永住資格の申請をする際、また永住資格を持つ人がなんらかの犯罪と見なされて、それが取り消されるのではという不安を覚えている人が多いということがわかりました。

自己検閲するのではなく、自己検閲させられるという現実に対して悩んでいるという同僚の話の話を聞きながら、自分の中でも自己検閲がおきている、この社会の状況が本当に残念です。

もうひとつ申し上げますと、3月まで働いていた教会では、たくさんのミャンマーの方々と一緒に集まって礼拝を捧げることを恵みとしていました。でも今回、永住許可の取り消しということが問題になったら、私がいままで一緒に礼拝をささげて、また一緒に活動して交わりを深めてきた仲間や友達一人ひとりの姿を思い出して胸が痛くなります。私にとっては大事な一人ひとりなので、その仲間の心も体も傷ついて泣いてしまう、そういう姿を見たくないです。本当に幸せな笑顔を見たいというのが今の私の正直な気持ちです。もし彼らが超過滞在になって国に送還されるとなれば、それは死を意味すると言っても過言ではないと思います。

私は友達と一緒に日本で過ごしたいという気持ちです。今までたくさんの仲間たちと支え合ってきた、もちろん日本人・日本国籍の人たちにも支えられてきたのですが、同じ日本に住む外国人として支え合ってきたというのは大きな恵みなので、これからも同じ立場に置かれている一人ひとりがよい仲間として支え合っていきたいと思います。

●細井留美（ほそい・るみ）さん

私の夫は韓国人と一緒に牧師をしています。私たちの教会には、中国出身の宣教師一家の他、ソロモン諸島出身の方や、おじいちゃんおばあちゃんから、中国出身の子どもたちなどが集い、一緒に礼拝をしています。

また教会の方が親しくされているミャンマー出身のご家族のことを祈禱会で覚えて祈っています。というのは、ご一家のお父さんが体調を崩して大きな手術をされ、現在はご自宅で療養されているからです。お父さんが傷病手当をもらい、お母さんが仕事を掛け持ちすることで何とか生活ができていますが、年金保険料の滞納があるとのこと。そのことを教会の方が心配して宣教師の先生に尋ねたところ、年金や税金の支払いをきちんとしないとビザの更新が厳しくなるということでした。在留期間が終わり、もしもご一家がミャンマーに戻らなくてはならなくなったら、日本で生まれ育った小学生の娘さんはどうなるのかと心配しています。

永住許可取り消し法案は、私にも他人事ではありません。韓国人の夫は、日本の教会で牧師を続けるために、10年近く前に永住資格を取得しました。それでも韓国へ行き日本に戻ってくるためには、再入国許可を取る必要があります。4年ほど前に脳出血と脳梗塞を患い、右半身の麻痺と障害があるため、彼の教会の働きの多くを私が引き継ぎました。わが家の場合はたまたま同じ教会で一緒に牧師をしていたため、そのまま牧師を続けさせていただいていますが、そうでなければ生活に困り、税金や社会保険料の支払いを続けることが難しくなっていたでしょう。

また、もしも将来教会を去ることがあれば、そのときは社会保険料等を支払えないことが現実となり、永住許可を取り消されることがあるかもしれません。配偶者ビザにすれば良いのではないかと思う方もいるかもしれませんが、もしもある日突然私が死んでしまったらどうなるのでしょうか。ですから永住許可取り消し法案は、わが家にとってとても大きな不安材料です。そしてこれはわが家だけでなく、日本に暮らすすべての外国人に不安を与えるものです。

これからますます日本の人口は減っていきます。社会を維持するためには外国人住民と共生する必要があります。しかし、在日外国人の権利が保障され誰も安心して暮らせる社会でなければ、共生でき

る社会にはなっていないと思っています。

● **林炳澤**（イム・ビョンテク）さん

アンニョンハシムニカ。私は在日韓国人2世の林炳澤と申します。在留資格は特別永住です。私は在日韓国・朝鮮人の経験からお話をしたいと思います。

私たちは日本の歴史的過ちである植民地支配によって来日をし、戦後80年になろうとしております。日本政府は戦後、朝鮮人を定住化させないためにとりあえず在留させるという、極めてあいまいな且つ不安定な戦後措置をとりました。それから約20年経って1965年韓国と日本が国交回復をして、韓国籍の者には協定永住という在留資格を与えました。そのとき外された朝鮮籍のものには、それから約20年経った1982年に特例永住という在留資格を与えました。そして戦後半世紀近くになっはじめて、在日韓国・朝鮮人全体を統合する特別永住という在留資格を設定しました。

しかし、こういう資格を私たちが与えられたとしても、ささやかな理由によって永住資格を取り消されたり、あるいは永住資格と言いながら強制退去さ

れる場合もあるという、極めて厳しいそして悲惨な経験をしてきたわけです。

現在、外国人労働者が日本に増加し、それと共に永住者も増えているわけですが、私はこういう状況を見て、日本は多少は入管政策が変わってきたのかなと思っていたのですが、今回の入管法の改悪案を見て唖然としました。それは永住許可を取り消す要件として、税金や社会保険料の未払いや滞納だとか、そうしたものまで含めているということでした。一体なんということかと思えます。ただでさえ厳しい在日外国人の生活の上で、そこまでやるのかという気がします。

こうした状況を見ると、私は日本というものは本当に変わっていない、在日韓国・朝鮮人との苦痛の歴史を総括し切れていない、そういうことを実感せざるをえませんでした。こうした入管法の改悪に対して、私たちはどう見ていくべきなのか。多文化共生を口先だけで言いながら、実態としては腹の中で定住化を阻止しようということ企てる。私たちはそういうことに対して、しっかりと反対の声をあげていかなければならないと思います。

.....

◆外キ協全国協議会発題（2024年1月26日／広島）◆

韓国教会の状況と宣教課題

～100周年を迎える韓国基督教教会協議会（NCCK）の今～

朴 永 楽（NCCK 正義平和部長）

今年で韓国基督教教会協議会（NCCK）は創立100周年を迎える。1924年の創立以来、これまでの100年間はエキュメニカル精神を世の中で具現するために努力してきた時間だった。NCCKは教会連合機構として、分裂している韓国教会の一致のために努力し、韓国社会の民主化と人権伸張、そして民族の和解と統一のために努力してきた。NCCK人権センターも今年で50周年を迎えるが、第38回授賞式を控えているNCCK人権賞は韓国社会初の人権賞であり、今も少なからぬ価値を持つ権威ある賞として認められている。

しかし一方で、NCCKは深刻な危機状況に直面し

ている。NCCKが担ってきた正義と平和、人権のための働きは、すでに多くの市民団体が専門性を持って熱心に役割を担っており、保守性向の教会連合機関の間でNCCKの地位と役割は縮小されている。

このような中、100周年を迎えるNCCKは、新しい時代にふさわしい新しい姿に生まれ変わらなければならない課題を抱えている。これに対しNCCKはエキュメニカル政策協議会を通じて、過ぎ去った歴史を振り返り、新しい100年に相応しい新しい姿と課題を模索しようとし、これを土台にキリスト教社会宣言文を作成して発表する予定だ。アジアをはじめとする世界教会と共に100年間の連帯と協

力の歴史を振り返り、新しい協力関係を模索する国際カンファレンスも準備中だ。さらに、9つの会員教団および地域NCCとの対話を通じて、NCCCKの根（基盤）を固めることにも力を入れたい。

2024年は、セウォル号惨事が発生して10年目になる年だ。10年という歳月が流れたが、依然としてセウォル号沈没の真実は明らかになっておらず、遺族および生存者の苦痛は続いており、梨泰院惨事、五松地下車道惨事など別の社会的惨事が続いている。市民の安全を最優先にする時代精神が定着できなければ、このような社会的惨事は絶えないだろう。NCCCKの100周年が社会的惨事の犠牲者と遺族にも慰めになり希望になることを願い、彼らとの連帯も引き続き続けようと思う。

また、気候危機の克服、生態正義の実現を重要なアジェンダに設定し、脱核主日、環境主日、気候正義主日連合礼拝を行なっている。福島放射能汚染水の海洋放流を神の創造世界を破壊する罪悪と告白し、150余りの教会とともに「福島放射能汚染水海洋投棄反対韓国キリスト教者連帯」を組織して連合礼拝、日本大使館前の1人デモ、降臨節祈祷文配布、全国徒歩巡礼などを行ない、命の海を守るための活動を繰り広げている。7月17日、釜山をはじめ全国12地域で徒歩巡礼を行ない、今年の脱核主日（3月10日）は各教団およびキリスト教者連帯と共に連合礼拝を行なうために準備中だ。

昨年1年間、NCCCK正義・平和委員会が注力した事業2つを紹介したい。

まず労組法2条・3条改正のための活動だ。私たちは10年前、韓国社会の非正規職労働の問題の深刻性を認識し「非正規職対策韓国教会連帯」を組織して活動してきた。非正規職労働者は全体労働者の半分以上を占めるにもかかわらず、賃金は正規職の3分の2にも及ばず、常時的な雇用不安など各種差別に苦しめられている。しかし、彼らを保護しなければならない労働組合法は、こうした現実を反映できないまま、むしろ非正規職労働者の足を引っ張っている。

労組法2条は使用者性と労働者性を規定する条項だ。現行の労組法は、実質的な指揮・監督を行使する元請けを使用者と規定することに消極的であり、元請けはこれを口実に労災、賃金未払い、不当解雇などの問題が発生した時、直接雇用当事者ではない

という理由で知らん振りをしている。結局、誰も責任を負わない中で、多数の非正規職労働者が労災事故で命を失ったり、一方的な解雇通知により大きな困難を経験する現実が繰り返されているのだ。現在、韓国社会で、労災事故で死亡する労働者の80%以上は非正規職労働者だ。

変化した時代に合わせて、労働者の範囲を新しく定義することも重要だ。70年前に作られた労働法は、最近生まれたデリバリー配達員、学習塾教師など特殊雇用労働者を、労働者ではなく個人事業者と規定している。したがって、彼らは労組を結成したり労働三権を行使する権利を持つことはできない。切迫した必要により労組を結成しても交渉の主体にはならず、ストライキなど一切の争議行為は不法とみなされる。

労組法3条は、労働争議に対する損害賠償請求を規定する条項だ。労働三権を行使した労働者に対して、損害賠償を請求することが頻繁に起きている。双龍自動車労働者の場合、不当解雇が認められ復職したが、これとは別に、執拗に付きまとう損害賠償の脅威で、当事者と家族33人が命を失った。

一昨年、玉砕ストライキを行なった大宇造船海洋の非正規職下請け労働者も、最終的に労使合意に至ったが、会社側は労組幹部5人に対して470億ウォン（1人当たり94億ウォン）という天文学的な金額の損害賠償訴訟を起こした。COVID-19の影響で造船業の景気が不況に見舞われ削減した賃金を回復させてほしいという要求に対し、元請けである大宇造船海洋は直接雇用当事者ではないという理由で一切対話に応じなかったが、ストライキをすると直ちに損害賠償訴訟で応酬したのだ。

COVID-19を理由に非正規職下請け労働者の賃金が削減される間、正規職の賃金はむしろ小幅に引き上げられた。一坪にもならない鉄格子の中に自らを閉じ込めて「このまま生きることはできないじゃないですか!」と絶叫した下請け労働者の姿が、非正規職労働者が置かれた現実をそのまま示している。私たちは、企業が天文学的な損害賠償訴訟を乱発することはお金で労働者を殺そうとする故意的な殺害行為と見る。

NCCCKは、時代遅れの古い労組法を改正するために努力してきており、このような努力の結果として11月、改正案が国会を通過した。そしてNCCCKは、大統領が拒否権行使ではなく法改正公布を促すため、11月13日から12月1日まで光化門で断食祈禱

会を開催した。ナム・ジェヨン牧師が19日間断食しながら祈り、牧師たちが同調断食で参加した。毎晩、仏教、カトリックなど他の宗教と20余りのプロテスタント教の団体が祈禱会を主管し、数多くの牧師と市民が断食祈禱所を訪問して心を一つにした。しかし結局、大統領は拒否権を行使し、法改正は出発点に戻ってしまった。しかし、19日間続いた断食祈禱会は、韓国社会に不可能なことと見なされていた労組法2条・3条改正が現実になりうることを示す契機になり、数多くの非正規職労働者に一筋の光となった。断食18日目のナム・ジェヨン牧師の発言を紹介する。

「私たちは勝利しました。ただ2%足りなかっただけです。私たちが到達できなかったこの2%の限界は、私たちを監禁させる監獄ではなく、私たちが越えなければならぬ新しい可能性です。私たちがこの限界を越えれば再び新しい限界に出会うでしょうが、その時も私たちは引き続き限界を越えて前進していかなければなりません。労組法2条・3条改正運動で私たちが直面した2%の限界、足りなかった2%は、大統領尹錫悦に物乞いをするのではなく、今から私たちが私たちの力で主体的に満たしていきましょう」

光化門の真ん中に設置された断食祈禱所は闘争する労働者の憩いの場であり、いろんな話を交わすサラバン(居場所)であり、壁を押してドアを開けて道を作る奇跡を起こす祈禱所であり、世の中の光

と塩の役割を担うキリストの体である教会であった。

次に、アジアの民主化と人権保護のための活動を紹介したい。私たちはフィリピン教会協議会と韓国に住んでいるフィリピン移住民たちを通じて、フィリピン現地で起きている超法規的殺人に関するニュースを聞いて被害者たちと連帯し始めた。ドゥテルテ政権時代から今まで、牧師をはじめとする民主関係者に対する無差別的な暴力と連行、監禁、そして超法規的殺人が日常のように起きている現実を韓国社会と教会に知らせ、祈りと支援を要請し、集まった支援金で良心囚(政治犯)の家族を定期的に後援してきた。フィリピン政府の監視と脅威の中でも、NCCCKの国際ネットワークを活用して現地と連絡を取り合い、良心囚(政治犯)一人一人の切なる事情を紹介し、連帯することができた。今年も良心囚の当事者またはその家族を韓国に招待して、証言を聴く会を開催するなど、韓国教会および人権団体を彼らとつなげることを続けようと思う。

ミャンマーの民主化と人権回復のための祈禱会が2年間、毎週続いており、またパレスチナを支援するための祈禱運動と募金活動を繰り広げている。韓国内移住民を支援し連帯することと共に、アジア各国で起きている非民主的、反人権的行為に対抗して闘う民主市民を支援し連帯することも非常に重要な教会の使命だ。日韓教会がアジアで起きている不当な現実を克服するために緊密に連帯できることを願う。

2024 日・韓・在日教会<URM-移住民>国際シンポジウム共同宣言

「人を分け隔てしてはなりません」

ヤコブの手紙2章1節

韓国基督教教会協議会と日本キリスト教協議会都市農村宣教委員会、外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会は、日・韓・在日教会が直面している課題を検証し、強固な協力関係を構築するために2024年5月13~15日、韓国大田のビンドル共同体教会で、「不平等と差別を越えて——東アジアの和解と平和を求める日・韓・在日教会の宣教課題」という主題のもと「2024日・韓・在日教会<URM-移住民>国際シンポジウム」を開催しました。

現在、日本社会では、平和憲法9条を含む憲法改定を推進しようとする政府と、平和を目指す市民との間に葛藤が深まっています。一国の政策が他国に及ぼす影響が非常に大きい今の時代は、憲法も一国の利益だけでなく、国際社会の安全と幸福を保障する方向に進まなければなりません。ところが、日本政府は市民社会の反対にもかかわらず、「世界に向けて平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努める」と宣言した平和憲法を改定し、軍事力を強化し、戦争可能な国家としようとしています。特に第9条改定の試みは、

日本国内の葛藤と分裂に留まらず、朝鮮半島とアジア全体の平和を脅かす不安要素になっています。

また、難民申請者を国外追放しようとする改悪入管法が6月10日から実施され、さらに永住取り消し法案が国会で審議中です。これらは、日本国内に居住する外国人に対する明らかな差別政策であり、分断と排除による軍事国家への布石です。

韓国社会も平和が脅かされ、葛藤が高まる危機の中にあります。キャンプデービッドで開かれた米・韓・日3者首脳会談に参加するなど、米・韓・日安保同盟を強化し、敵対的な対北朝鮮政策を固守しています。これは、東アジア全体の安全と平和を脅かしています。

また韓国では、社会的両極化による不平等が深刻になり、社会的葛藤の溝も日増しに深まっています。労働市場での雇用柔軟化が無分別に拡大し、数多くの非正規職労働者が量産され、正規職と非正規職の間の不平等と差別はますます激しくなっています。尹錫悦政府になって、労働組合を不法化し、取り締まりの対象とするなど、労働者敵対政策が本格的に稼働し、労使葛藤だけでなく労政葛藤も深まっている現実です。それだけでなく、外国人投資企業の現地労働者に対する横暴、これを黙認する国内司法機関と行政機関の無関心により、数多くの労働者が正当な労働権を奪われたまま苦痛を受けています。

また、韓国政府は40万人に達する未登録移住民に対する根本的な解決には背を向けたまま、不法滞在削減5ヵ年計画など取り締まりと追放にだけ力を入れています。このような政府の反人権的で権威的な行動によって、韓国内の多くの移住民が深刻な人権侵害を受けています。

前述した日韓両国で起きている不正義な現実、もはや一国だけの問題ではなく、国家の誤った方向と政策に対して見過ごさず、市民社会がブレーキをかけなければなりません。

特に、日本と韓国の市民社会と教会が先頭に立って両国の共同の歴史を真剣に反省し、両国国民間の理解と和解、治癒と和合の場を積極的に設け、持続可能な平和と共存のための基礎を固めるために共同で努力していかなければなりません。

不平等と差別によって苦痛を受けている人びとに自分から近づいて手を差し出したイエス様を見習って、痛む人と共に痛み、泣く人と共に泣くことで、神の国をこの地に成し遂げていくことが、「2024日・韓・在日教会《URM-移住民》国際シンポジウム」に私たちを呼び集めた神様のみ旨だと告白します。

そのために私たち日・韓・在日教会は次のような共通の課題に取り組んでいくことを、ここに表明します。

- 1) 私たちは帝国主義と覇権主義の誤った歴史を直視し、アジアと世界の平和を実現する国になることを誓った日本国憲法前文の具体化である憲法9条を守るために力を尽くして連帯していきます。
- 2) 私たちはグローバル企業が他国の労働者を差別し、日常的に行なわれている反人権的行為に対して厳重に抗議し、イエス・キリストがくださった信仰と良心により、苦難を受ける労働者と協働し、労働正義実現のために連帯していきます。特に、日東電工株式会社の子会社である韓国オプティカルハイテック社の精算によって不当に解雇された非正規労働者と連帯し、地位と人間の尊厳の回復を支援します。
- 3) 私たちは、日本において永住資格取り消し法案が撤回されることを求め、韓国において季節労働者など移住民に対する不当な待遇が改善されるように絶えず声を高め連帯していきます。また、極めて低い難民認定率からも分かるように、閉鎖的で排他的な難民政策を固守している日韓両国政府に向けて、難民認定制度の改善および人種差別撤廃法の制定を持続的に要求していきます。
- 4) 私たちは、非正規労働者、移住民など、社会的少数者と弱者の痛みを背向けず、その人たちの声に耳を傾け連帯します。
- 5) 私たちは、今回確認された共同の課題への対応と日・韓・在日教会の相互交流を深めるため、2025年に移住民協議会、2026年にURM協議会をそれぞれ日本で開催し、2027年にURM-移住民国際シンポジウムを韓国で開催します。

2024年5月15日

「2024日・韓・在日教会《URM-移住民》国際シンポジウム」参加者一同

韓国基督教教会協議会 (NCCK)

日本キリスト教協議会都市農村宣教委員会 (NCCJ-URM)

外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会 (外キ協)